

郵政民営化委員会（第63回）議事要旨

日時：平成23年1月25日（火） 16:00～18:00

場所：内閣府本府3階特別会議室

（委員4名出席）

○ 内閣官房郵政改革推進室より、郵政改革関連法案（以下『改革法案』という。）の概要について、資料に基づき説明が行われた。また、改革法案の趣旨・理念について、金融窓口業務のユニバーサル化を義務付けることにより、全国一律に公平なサービスを受けることができなくなるのではないかという利用者からの懸念を払拭することが重要であるとの補足説明があった。

上記説明に対する委員らの主な質疑応答内容は以下の通り。

- ・ 改革法案の理念・目的についてだが、法改正しなければならない事項と、法改正しなくても対応可能な事項との整理は行われているのか。会社が異なっても、銀行法上の銀行代理業務の許可取得など、総合担務契約によって不便は相当程度解消できるのではないか。合併によって個別の許可取得手続きの煩わしさを省略したということなのではないか。

（←「これまでの民営化のプロセスの中で、郵便局長が集荷できない、郵便事業会社の職員が貯金の受払いができないなど、利用者からみた利便性が損なわれた部分がある。（民営化委員会の）3年ごとの見直しにも出ている。銀行代理業許可の取得などそれぞれ許認可を取っていくことによって法的にはカバーできるかも知れないが、現実的には会社が異なることによる不便は残る。また、分割して専門性を発揮していくというのが民営化法の一つの思惑である中で、分割した別会社の業務をお互いが行うというものは何か、と考えた結果、合併で解決されるのであればそれが良いと考えた。合併することによって必要な手続はとるし、業法に基づく体制づくりも必要。」との回答あり。）

- ・ 銀行法上の持株会社には他業禁止規定がある。一般の事業会社が銀行を子会社として保有することは著しく困難である。それは一般の事業リスクが金融業のリスクに波及することを遮断するためであるが、今次改革法はその不都合をクリアするためのものか。

（←「今次改革法案の策定にあたり、銀行法の持株会社の兼業規制をクリアするための解決法についてはよく考えた。それをきちんと確保すれば、金融行政上の問題はないはず」との回答あり。）

- ・ 金融サービスのユニバーサル化が改革法案の大きな根拠となっているが、実態的に金融サービス難民が全国の各所で発生している訳ではないし、技術的にも制度的にも金融サービスの提供手段は進展して来ているのではないか。

（←「改革法案策定にあたって様々な関係者からヒアリングを行ったが、金融機関にはユニバーサルサービスの義務がない。また郵便局の金融サービスもその実施が将来にわたって制度的に担保されている訳ではない。将来的には撤退によりサービスを受けられなくなるのではないかということ懸念する声がある。（民営化委員会の）3年

ごとの見直しにも「郵便局以外に金融機関はないので郵便局は存続して欲しい」という声もあるとある。」との回答あり。）

- ・ 過疎地などの不便なところでも金融サービスが受けられるように、民間の市場原理では事業が成り立たないところに限定して、例えば国営で税金を投入してでも貯金会社を設立するというアイデアもあったのではないか。

(←「現在郵便局のネットワークが既にあるのだから、税金を投入せずにこれを存続させることにより金融サービスを確保する方がよいという判断である」との回答あり。)

- ・ 今次改革法案は、懐旧というか昔に戻りたいという主張が重視されているように思えるが、代替案の検討や郵便局のネットワークを利用して民営化により今後新しいサービスを提供して行くといった前向きのビジネスマインドを有する役職員への心理的影響は考慮されているのか。

(←「郵便局の中で金融サービスの提供を受けることができる現在の状況をこれからも残して欲しいという声は、地方に多くあるとの感触。一方、新しい事業は届出で可能で、効率的・創造的事業が可能」との回答あり。)

- ・ どうして銀行持株会社・保険持株会社の新規業務が届出だけでできるのか。銀行持株会社・保険持株会社の兼業規制を解除した場合、金融監督上届出だけで済ませるという発想は出て来ないはずではないか。

(←「金融機関の法令上認可や承認が必要なものは届出とはならない。特殊会社の新規事業としては、できるだけ自由な経営判断が可能となるよう、届出で平仄を整えた。事後の監督でおかしいことは是正できる。また、改革法案が成立した後には、みなし認可の手続きに進むが、合併の実施計画の中でグループ会社間のリスク遮断が適切に行われているかどうか等を、銀行法上の主要株主の規定と同一の基準により精査していく予定である」との回答あり。)

- ・ 国際金融市場の動向からいえば、2008年に世界的な金融危機が発生したことを受け、今後二度と同じような危機が発生しないようにするための方策が世界的に議論されている。わが国の金融市場は先進主要国の中では米国に次ぐ規模であり、日本が新たな世界的金融危機の原因となるようなことはあってはならない。また、金融システムに重要な影響を及ぼし得る金融機関(SIFIs)を特定し、自己資本比率規制の上乗せ(サーチャージ)を求めるといった議論の中で、巨大なバランスシートと特殊な資金運用構造を有するゆうちょ銀行がSIFIsに指定される可能性もある。少なくとも、世界的な金融システムに影響を及ぼす可能性のあるリスク要因には然るべき対応を施している制度設計にすべきだと思う。次に、社会経済情勢の変化という点でいえば、雑貨屋など現金授受が発生する拠点に銀行代理業を認めれば、全国津々浦々で金融サービスの提供が可能となり、金融サービス難民の発生を回避できるというのが世界の潮流である。そうした中で日本はどのような位置に立っているのか。日本政府自ら国債の格下げにつながりかねない制度を作ったという批判を受けることがないように十分に留意すべきである。
- ・ 郵便事業会社と郵便局会社のみを合併し持株会社の子会社とするという選択肢もあったのではないか。
- ・ 郵便事業会社と郵便局会社が別会社となっていることによる不便と、銀行・保険会社を

事業会社の子会社として下に付けるというのは別次元の議論ではないか。新しい事業会社、金融子会社は上場する予定はあるのか。業務委託契約の継続性を担保することと親子の資本関係を有することとは同義ではないのではないか。郵便事業会社の宅配便事業の赤字の止血について今次改革法案ではどのような想定をしているのか。改革法案と現行の民営化法の目指すところは同じなのか異なるのか。

(←「日本郵政株式会社が義務を履行するためには、銀行窓口業務と保険窓口業務を義務付けるためには業務を委託してくれる所が必要である。安定的・継続的に業務を委託するために特殊会社にしてしまうというやり方も手法としてはある。しかし、ゆうちょ銀行、かんぽ生命は、銀行法、保険業法上の一般会社となり、市場競争の中にある。そこで3分の1以上の議決権を持つ株主の地位に就くことで、業務委託契約の存廃に係る重要事項について拒否権を持てるようにして、契約の継続性を担保する建て付けとした。また、統合後の新日本郵政株式会社と銀行・保険の金融子会社2社は、3分の1超の議決権部分を残し将来的には株式を上場することを想定している。現行の郵政民営化法と改革法案との違いについてだが、国民の福祉が向上して利便性が向上するという点ではそう違わないが、金融サービスのユニバーサル化という点が現行制度では担保されていないこと、郵便・貯金・保険の3事業を一体でやるという点が異なる。現在の郵便事業会社が宅配便事業の失敗で赤字となっていることについてだが、郵便事業の中で適切に対応されるべき問題であり、今回の制度設計に直ちに影響を与えるものではない」との回答あり。)

- ・ 郵便事業会社が宅配便事業の失敗で赤字になっていることが格好のケーススタディーになると思うが、たとえ赤字でも事業を継続すべきという考えの当局（例えば総務省）と、グループ内に構造的赤字の事業があると金融業務の安定性・信頼性に支障を生じるため事業をやめるべきという考えの当局（例えば金融庁）との間で競合が生じた場合、政府内のどの部局が最終的な調整を行うのか。金融担当大臣と郵政改革担当大臣が同じであることによる利益相反があるのではないか。

(←「宅配便事業は、郵便事業会社が営むことのできる業務であるが、必ず営まなければならない業務ではない。また、郵便事業については（郵便法に）「原価を償う」との規定があり、収支は相償しなければいけないので、金融としてもやるべきではないということではないか。実態として解決するということは机上の話としてはあるかもしれないが。総務省は郵便事業がユニバーサルサービスとして安定的に経営されているかという観点で監督している。一方、金融庁は預金者の保護や金融システムの安定性の観点で監督する訳で、行政の目的が異なる」との回答あり。)

行政指導や主務官庁による監督権限の話を知っていると、これまでの郵政民営化とは一体何だったのかという気持ちになった。3分の1超の議決権株式所有を除いて、将来的には郵便事業会社、子会社である銀行、保険会社とも株式公開することを想定しているという話だが、国以外の株主が入ることによってガバナンスが強化されることはよいが、金融会社の株主から見て、郵便局が取り扱うゆうちょ業務を受託するのは不効率だから業務を縮小・撤退すべきという状況になった場合はどうなるのか。その場合法令で郵便事業会社に課せられている金融のユニバーサルサービスの義務の引受先がなくなるのではないか。子会社である銀行、保険会社も上場するということになれば、市場や投資

家が納得するようなエクイティストーリーが必要になるが、ユニバーサルサービスが義務付けられている状況でそのようなシナリオを策定することは困難なのではないか。

(←「例えばNTTはユニバーサルサービス義務があるが上場している。」との回答あり。)

小規模の郵便局などを想定して、金融当局による金融検査受忍義務の軽減が法定されるようだが、民間金融機関の場合、金融検査は被検査金融機関の規模や業務特性に応じてメリハリのある検査が行われるのが通常であり、それらは検査当局の運用に委ねられている。にもかかわらず、郵政改革法ではわざわざこれを法定しているため、必要な検査をやらないのではないか、国が出資しており暗黙の政府保証があるからではないかなど、あらぬ疑いを抱かれる原因となっているのではないか。

(←「必要な検査をやらないとか、同種の銀行の支店等に比べて特別な扱いをするという意味ではない。」との回答あり。)

- ・ 金融のユニバーサルサービスについて、事業の形態やサービス提供の手段をどうするかは世界的に見ても様々に進化・発展して来ている。そうした中で、特定の事業会社に金融のユニバーサルサービスを法令で義務付けることの意義やそれに伴う様々な影響等について、今後国会での法案審議や国民的議論が展開される前に熟慮しておくべきではないか。

(注) 以上は速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧ください。